平成２２年（フ）第１５３号
広島県尾道市久保町2120番地
債務者　飯塚　邦洋
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第５６４号
愛媛県松山市中村１丁目６番22号　野島アパート201号
債務者　戸叶　稔之
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５８０号
愛媛県松山市小坂１丁目７番18号　小坂ハイツ106号
債務者　森　　加納
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５８６号
愛媛県松山市三町２丁目13番24号
債務者　石井のぶ子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６０号
福岡県飯塚市菰田東２丁目14番23号
債務者　福井　信夫
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１６３号
福岡県嘉麻市上山田1425番地１
債務者　原田　久志
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４９１号
宮崎市中村東２丁目７番18号
債務者　簗瀬　孝幸
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６２号
宮城県柴田郡柴田町槻木下町３丁目11番31号
債務者　新田　秀雄
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１６３号
宮城県柴田郡柴田町槻木下町３丁目11番31号
債務者　新田真由美
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５３９号
秋田市新屋栗田町21番２棟101号
債務者　石井　靜子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１号
福島市町庭坂字内町34番地の２
債務者　梅津　常子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３４２号
福島市町庭坂字内町34番地の２
債務者　梅津　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２２３号
福島県郡山市片平町字新蟻塚103番地の２
アントパレスＡ―101号
債務者　大塚　　剛
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
福島県郡山市大槻町字原田北34番地の３
債務者　中村　孝志
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
福島県郡山市大槻町字原田北34番地の３
債務者　中村　優子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
福島県郡山市安積町日出山字大洲河原35番１
シュメールＩ204号、住民票上の住所福島県石川郡平田村大字北方字田麦69番地の２
債務者　遠藤真由美
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
長野県中野市大字吉田760番地７、前住所長野市箱清水２丁目30番５号　コーポＲ２・103
債務者　長南　大二
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係